

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、誠実・公正といった社会的価値を守りながら企業活動が行われ、かつそれが企業として効率的に行われることを担保するための「規律・仕組み」がコーポレート・ガバナンスと理解しており、コンプライアンスと同様に、このコーポレート・ガバナンスへの取り組みが、企業の生存と価値向上のためには重要であり、特に社会的責任の大きい上場企業においては、様々なステークホルダーの要求や期待に応え、と共に社会を裏切ることのないコーポレート・ガバナンスの仕組みを構築することが、必要不可欠であると認識しております。

また、このコーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営者が会社の全組織を指揮監督し、効率的かつ健全に運営するための仕組みである「内部統制」が構築されていることが前提となります。具体的には取締役、取締役会、監査役会、内部監査、会社組織などの社内管理体制が整合性をもって機能し、全体として高い運営・監督機能を有するような仕組みを構築することが必要と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則については全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
横 田 博	332,800	17.76
三 浦 眞理夫	160,000	8.54
横 田 義 之	120,000	6.41
広島信用金庫	120,000	6.41
横田製作所従業員持株会	114,300	6.10
横 田 征 子	108,000	5.76
石 田 勇	93,600	4.99
横 田 恭 子	75,100	4.01
三 浦 治 子	40,000	2.14
田 中 尚 子	40,000	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3 月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室は、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

具体的には、毎月末に常勤監査役及び内部監査室にて、監査役監査及び内部監査の報告をお互いに行なっております。また、状況等に応じて監査役監査に内部監査室が同行しております。監査役、会計監査人、内部監査室においては、四半期毎に情報交換を行うとともに、棚卸実査への同行、内部統制に関する意見交換等を通じて、三者の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
土岸 義直	他の会社の出身者												○
藤岡 達麻	弁護士												○
河野 清隆	その他												○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土岸 義直	○	責任限定契約を締結しております。	長年にわたる金融業界での業務経験による豊富な経験と見識を有しており、社外監査役／独立役員として適任であると判断しております。
藤岡 達麻	○	責任限定契約を締結しております。	弁護士の資格を有し、法律に精通する高い見識を有しており、社外監査役／独立役員として適任であると判断しております。
河野 清隆	○	責任限定契約を締結しております。	社会保険労務士として長年の経験による豊富な経験と見識を有しており、社外監査役／独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

事業形態や役員構成等から、現在は取締役へのインセンティブは付与しておりません

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する部門は特に設けてはいませんが、社外監査役の内1名が常勤監査役であるので、常勤監査役から月1回開催する定例監査役会にて、監査調書等を基に他の監査役に報告し連携をとることにより、社外監査役間で認識の共有はできております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は取締役5名で構成され、全員が社内取締役となっております。監査機能については、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成する監査役会のほか、内部監査室、会計監査人による業務・会計監査を行っております。なお、会社と社外監査役の人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

「取締役会規則」及び「職務権限規程」で決裁権限を明確にした上で、重要な意思決定は、原則として毎月開催される定例取締役会でなされております。緊急案件については、臨時取締役会を開催し、全取締役協議の上、経営活動に反映させております。

取締役会以外の重要な会議体として、「部長会」を設置しております。月1回開催される定例取締役会の補完的役割をはたし、各部門の予算及び業務の進行状況、業務戦略、事務的事項に関し、連絡・発表・協議・調整等を行っております。構成員は全取締役、常勤監査役、次長以上の全管理職であり、必要に応じて協議関連事項の担当者も参加し、運営しております。開催頻度は、通常月1回と定められており、部長会構成員が必要とする場合は臨時に開催することもあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の会社規模等を勘案した上で、業務執行機能と監督・監査機能を効率的に発揮できるよう前述のような体制を採用しております。また、社外監査役を3名体制(内1名を常勤監査役)とすることで、経営監視が十分に果たされているため、社外取締役を選任していません。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページを利用し開示情報や製品情報、会社関連ニュース等を掲載するなどの体制を整備し、企業情報の開示に万全を期しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、各種説明会資料、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経理総務部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。決算説明会の実施や、決算短信ほか適時開示資料を当社ホームページでの掲載を通じステークホルダーに情報発信しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、以下の「内部統制システムの構築の基本方針」を取締役会で定めました。当社は、この基本方針に基づき必要な体制を整備し、継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。

□内部統制システムの整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全ての役員及び従業員が遵守すべき事項として「コンプライアンス規程」を制定し、業務遂行に当たり、全ての法律を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。
また、コンプライアンスの主管部門である経理総務部は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて、規程・行動基準の見直し、研修を行う。

さらに、社長の直属組織であり業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行状況の内部監査を行い、内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行う。

(2) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会規則等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、情報管理セキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。

取締役会、部長会等の重要会議の議事録、ならびに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に関わる重要な書類については、文書規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、必要なリスク対策を規程化することにより、適切なリスク管理体制を構築し運用する。また、内部監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、業務分掌規程、職務権限規程、部長会規程等により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、内部監査室が、財産の保全、業務の改善、能率の向上を図り経営の合理化に資することを目的とした業務監査を行う。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、将来、該当する企業集団が設立される場合には、企業集団全体の業務の適正を確保するための体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から要請があれば、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の業務を補助すべき従業員を置くこととし、その人事(異動、評価等)については、監査役の意見を聞くものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反や重大な不正行為等について、すみやかに監査役会に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができるものとする。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が取締役会、部長会等の重要会議に出席すると共に、主要な稟議書、重要な業務に関わる文書を閲覧することにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するほか、必要に応じて監査役会と取締役、会計監査人(監査法人)、内部監査室もしくはその他の者との協議の機会を設け、情報交換、意見交換を行い、連携を図る。

監査役会が必要と認めた監査の実施にあたっては、取締役及び従業員はこれに協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、当社全ての役員・従業員がとるべき行動規範として、コンプライアンス規程を制定し、反社会的勢力との関係に関して「私たちは、このような社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、関係を遮断し、毅然とした態度を取り、決して経済的な利益を供与しません。」と定め、この周知徹底、実践に全社一体となって取り組んでおり、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規取引先との取引開始時には、外部調査機関の活用、取引金融機関・取先等からの風評等の信用調査を行ったうえで取引開始を実行するなど、規程を整備し管理体制を確立しています。また、取引開始時に、反社会的勢力の排除条項を織り込んだ取引基本契約を必ず締結するとともに、公益財団法人暴力追放広島県民会議に参加し情報収集に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□ 適時開示体制の概要

適時開示情報の管理にあたっては、取締役経理総務部長を情報開示担当役員、経理総務部を担当部署とする体制としております。

(a) 業務等に関する重要事実の適時開示体制について

適時開示情報の管理にあたっては、「業務等に関する重要事実」については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、所管部門が直ちに経理総務部に報告することとしております。経理総務部は、この報告を受けた後、適時開示の要否を判定すると共に、適時開示を要する場合には、関連部門と連携の上、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定などを経て、経理総務部を担当窓口として情報取扱責任者が当該情報を適時開示することとしております。

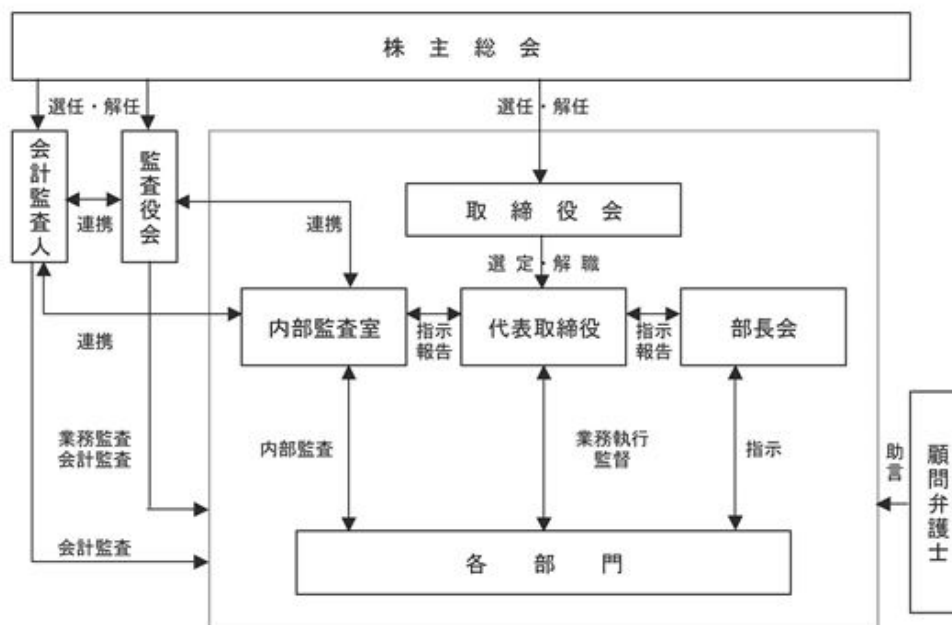
(b) 決算情報の適時開示体制について

決算、配当、業績予想等の決算情報については、経理総務部が中心となって関連情報の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、経理総務部が、適時開示の要否の判定や、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定などを経て、経理総務部を担当窓口として情報取扱責任者が、当該情報の適時開示を実施することとしております。

(c) インサイダー取引防止について

社内規程として「インサイダー取引防止規程」を制定するとともに、社内研修を行い当社役職員のインサイダー取引の未然防止に努めております。また、当社役職員の自社株売買につきましては、「自社特定有価証券等売買申請書」による事前承認及び結果報告の徹底を図る所存です。

□ 模式図（コーポレート・ガバナンス体制）



□ 模式図（適時開示）

